

第108回福島県災害対策本部会議（概要）

災害対策本部総括班まとめ

- 1 日 時：平成23年4月27日（水） 18：17～18：47
- 2 場 所：災害対策本部・自治会館303会議室
- 3 内 容：

（1）最新の被害状況について

事務局：第133報により説明

- ・ 人的被害について、死者が5名増の1,408名、行方不明者が7名減の1,344名。
- ・ 住家被害については精査が進んで増加している。

（2）モニタリング結果について

生活環境部次長（県民安全担当）：別紙資料により説明

- ・ 引き続きいずれの地点も概ね横ばい又は減少傾向。なお、新たに計画的避難区域の測定地点を追加。

（3）水道水中の放射性物質検査結果について

保健福祉部長：別紙資料により説明

- ・ 現在、飲料水の摂取制限をしているのは飯舘村の乳児の飲用のみ
- ・ 中通り・浜通り地方及び会津地方の水道水における放射性物質モニタリング検査結果は、資料のとおり、いずれの地点の水道水からも放射性ヨウ素及び放射性セシウムの検出はなし。

（4）原子力損害に関する関係団体連絡会議の設置について

病院局長：別紙資料により説明

- ・ 現在、国で原子力損害賠償紛争審査会が設置され指針等が審議されているが、その指針等に本県の被害の実態を反映させていただくように活動していく必要があることから、関係団体、自治体等と連携して取り組んでいくための連絡会議の設置について、お諮りするものである。
- ・ 構成員は、農林水産業関係、商工業関係、保健医療福祉関係、土木建設業関係、労働関係、交通運輸関係、私学関係、関係市町村など36団体となっている。
- ・ 予定される主な協議事項として、原子力損害賠償紛争審査会での審議状況、県内関係団体の損害の状況、指針、賠償手続き等への対応について、連絡調整を図っていきたい。なお、第1回連絡会議は5月2日に予定している。

(5) 原子力損害の賠償等に関する問い合わせ窓口の設置について

病院局長：別紙資料により説明

- ・ これについては、事業者においても相談窓口を設置したところであるが、県も制度の概要や審査会が示す指針等について、被災者等からの問合せを受け付けて、適時適確な情報提供を行うために窓口を設置するものである。
- ・ 開設は4月29日からとし、相談時間は毎週月曜日から土曜日の8時30分から夜9時までとなっている。
- ・ また、最終的には法律的な問題となることから、週一回毎週水曜日に弁護士による法律相談を併せて実施する。
- ・ なお、資料はないが、国の原子力損害賠償紛争審査会の第3回目が、明日4月28日に開催される。

これまで国に、関係自治体、被災者の意見を述べる場を設けるよう要請してきたところであるが、明日は審査会において、松本副知事より本県の状況を訴えることとしている。

松本副知事：

連絡会の設置については、ご了解いただければ、5月2日に第1回連絡会議を開催する。

また、明日は紛争審査会において本県の状況をつぶさにお話ししていきたい。

(6) 警戒区域内における緊急事態応急対策について

保健福祉部長：別紙資料により説明

- ・ 福島第一原発の半径20km圏内（警戒区域）において放置されたペット動物の保護を行うもの。
- ・ 実施内容は放置犬等の調査・保護などであり、実施期間は4月28日から5月2日までの5日間を予定しており、その後の活動は、現地の状況を踏まえて判断する。
- ・ 実施区域は警戒区域内とし、放射線量を勘案しながら地区を選定する。
- ・ また、県保健福祉事務所等の職員により2班体制で、北部と南部に分かれ実施する。

(7) 福島県環境放射線モニタリング調査計画（案）について

生活環境部次長（県民安全担当）：別紙資料により説明

- ・ 4月に入ってから学校調査、メッシュ調査などを実施してきたところであるが、それに続いて、今週末、18歳未満の児童が日常的に利用する施設343箇所では放射線モニタリング調査を実施したいと考えている。

松本副知事：

特に皆様からご意見なければ、この実施計画を進めることとする。

(8) 国道4号伏拝地区の4車線開放について

土木部長：別紙資料により説明

- ・ 福島河川国道事務所より、本日27日午後5時から国道4号伏拝地区の4車線開放について発表があったのでお知らせする。

(9) 公共土木施設の被害と災害査定について

土木部長：別紙資料により説明

- ・ 被害状況について第2報として報告。
県・市町村分併せて4,949件の3,162億円の被害となっている。
- ・ 次に、公共土木施設の災害査定の日程が決まったのでお知らせする。
- ・ 資料のとおり第1段階（中通り及び会津地方の地震災害）、第2段階（浜通りのうち警戒区域及び計画的避難区域を除く地震災害）、第3段階（浜通りのうち警戒区域及び計画的避難区域を除く津波災害）に分けて実施予定である。
- ・ なお、今回の大規模災害にあたり、これまで全国13都県と2市より多くの職員の派遣により、災害査定までの業務に尽力いただいております、改めてお礼申し上げますとともに、引き続き支援をお願いしたい。

松本副知事：

今、土木部の被害の状況について説明があったが、農林水産部についても被害状況と、農地・農業用施設・森林土木施設等について第3段階に分けた災害査定に係る資料が配付されているので確認願いたい。（農林水産部長が席を外していたため松本副知事より説明。）

(10) 復興アクションキャンペーンキックオフ記者発表会について

観光交流局長：口頭説明のみ

- ・ 明日（4月28日）11：30から、政府主催の「復興アクションキャンペーンキックオフ記者発表会」が日本橋高島屋で開催される。
- ・ 政府からは枝野内閣官房長官、それから岩手、宮城、福島からの代表ということで、本県からは松本副知事、さらには女将の会から3名の方に出席いただいておりますので本県のPRをしていただくこととしている。

(11) 県における被災者支援について

松本副知事：

本日の県議会災害対策本部において、知事のほうから被災された方の窮状を十分に踏まえて、被災者対策全般について、国の対策を待つことなく、県としてしっかりと対応していくと答えさせていただいた。

これは、県議会から賠償の仮払いを県で出来ないのかというご質問・ご要望を受けての、知事の回答である。

補償の仮払いについては、どうしても制度上の問題があり、県においては

難しいものであるが、特に知事から枝野官房長官に電話をして、とにかく国で早く対応してくれるよう要請したところであり、長官からも速やかに対応するとの回答をいただき、本日午後の記者会見ではその旨の言及もあったと聞いている。

特に、県ができるその他の各種の被災者支援については、国の対応を待つことなく、例えば金融対策、生活者支援対策について、きめ細かく対応していくこととしている。

知事のほうからは補足として、実質仮払いと同じような効果を持つであろう、商工・農林水産等々の制度資金の無利子化、それから生活者支援の意味では、地方税制の減免についての検討、さらには金融機関への要請などの考えをお答えした。

これについて、関係部長から発言をお願いする。

商工労働部長：

- ・ 県の制度資金については3月25日から震災対策特別資金ということで、中小企業者の皆さんを対象に、今回の地震、津波、原子力事故により事業活動に影響を受けている方に対する支援ということで制度資金を立ち上げたところである。
- ・ これについては10年融資で、今のところ据え置きは2年、金利は直接は1.5%、間接は1.7%ということになっているが、これを利子補給をすることにより実質の無利子化を図りたいと考えており、できれば5月臨時会に提案したいと考えている。
- ・ このことにより無利子と据え置きということで、据え置き期間は利子だけをお支払いいただくということであるがこれも無利子になることから、元金と利子ともに据え置き期間は返済不要となり、実質、融資額となる運転資金・設備資金の事業資金が仮払いと同等の効果をもたらすことになる。
- ・ それともう一つは、先週にもお話しさせていただいたが、原発事故による警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域に事業所を有している中小企業の方で移転を余儀なくされる方に対して、運転資金や設備資金の事業資金を無利子で貸付期間を20年でお貸しするものあり、これについては通常の金融支援制度の枠組みではなく、特別な支援制度ということで金融機関を介さずに事業資金を支援するという仕組みの詳細を詰めているところである。

これにより、同じように無利子で長期間の資金を提供でき、しかも特別な仕組みにより事業者の皆さんの声に柔軟に対応出来るものと考えている。

松本副知事：

金融機関に対する要請についてはどうか。

商工労働部長：

金融機関に対する要請については、被災者への支援について、被災者の状

況に応じて、きめ細かな弾力的迅速な対応に努めていただくよう要請したいと考えている。

具体的には、例えば今回の災害の影響を直接あるいは間接に受けている被災者の方からの借入金の返済の猶予、あるいはつなぎ資金の借入れの申込みといったことについて、中小企業金融円滑化法の趣旨を踏まえ、できる限りこれに応じていただけるよう要請をしていきたいと考えている。

松本副知事：

金融機関への要請については、現場では、まだまだ徹底していない状況もあると思うので、あくまで被災者支援の立場で金融機関に周知方をお願いしたい。

農林水産部長：

- ・ 農林水産関係の資金については、まず農業関係について、農家経営安定資金の中で原発事故対策緊急支援資金を平成22年度末に立ち上げた。
これについては貸付額が個人300万円、法人団体500万円、据え置き1年の償還4年以内となっているが、すでにJAグループと連携して、実質無利子の制度としている。
- ・ それから、漁業者向けには津波あるいは原発事故等により被災した漁業者、水産加工者を対象として、貸付限度額500万円、償還期間10年以内の資金があり、これについても保証付きで無担保という取扱いをすでにしているところである。
- ・ なお、これらの制度を運用していく中で、今後、必要に応じて内容の見直しをしていきたいと考えている。

松本副知事：

とにかく仮払いの要望というのは、当面の資金繰りについて円滑に回したいという趣旨であるので、それに応えられるよう、あらゆる制度の活用・掘り起こしについて、ご努力を願いたい。

総務部長：

- ・ 地方税の関係については、今回の大震災によって地震、津波で被害を受けた方々を支援するため、地方税法の改正案が国会に提出され本日成立した。
については、県としても県税条例の改正に速やかに対応したいと考えている。
- ・ 主な改正内容としては、個人県民税において、住宅・家財に損失を受けた場合その損失を所得から控除でき、また損失が大きい場合は、これまで3年間だったものを5年間にわたって繰り延べできるというものである。
- ・ また、不動産取得税については、家屋や敷地に被災し、代わりに家屋や敷地を代替取得した場合は、同じ年引きであれば非課税になるという特例である。
- ・ ただこの地方税の改正案は、あくまで地震、津波による被災者への対応であることから、原子力災害による避難者についても、全国知事会を通じて同様に税の減免を適用して欲しいと要望しているところである。

(12) 県内の野菜の出荷規制の解除について

農林水産部：別紙資料「指示」により説明

- ・ 県内の野菜については、3月21日に県内全域に出荷制限がなされ、その後モニタリング検査等を実施してきたところであるが、露地物の野菜については暫定規制値を上回るものがあり、本日まで出荷及び摂取の制限等の措置がなされていた。
- ・ 今回、今週の月曜日に採取した露地物の野菜について、値の減少が著しく国の解除の基準に達したものがあり、本日、結球性葉菜類（キャベツ、レタスなど）については会津地方と南会津地方が出荷・摂取制限が解除されたものである。
- ・ また、同じくアブラナ科の花蕾類（ブロッコリー、カリフラワーなど）について、県南地方が出荷・摂取制限が同じく解除されたものであるが、これにおいて会津地方が入っていないのは、会津地方は、まだブロッコリー等の栽培がなされていないからであり、出てくれば改めて検査をして判断することとなる。
- ・ 以上二つの類について、それぞれ地域は違うが県内で初めて、出荷・摂取制限の解除があったということで、これからの全県的な解除に向けて期待の持てる報告が出来たと思っている。

知事：

今日も一日ご苦労様でした。今日は野菜の出荷・摂取制限の解除もあり良かったと思う。

また、今日は県議会の災害対策本部があったが、その中でも県議会の皆様は各地域に行って、本当に細かくよく見ておられると思ったところである。

県としても、それぞれの審議を踏まえて、またしっかりと対応していきたいと考えている。

なお、先ほど税制と金融の話があったが、税制についてはしっかり国に申し上げていくものであるが、金融については大事なものは周知することなので、自分の担当ということに限らず、皆それぞれ情報を共有して前向きに取り組んでいくこととしたい。

松本副知事：

次回の災害対策本部は、明日午前10時に開催する。